

令和元年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和2年12月

厚生労働省年金局

令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

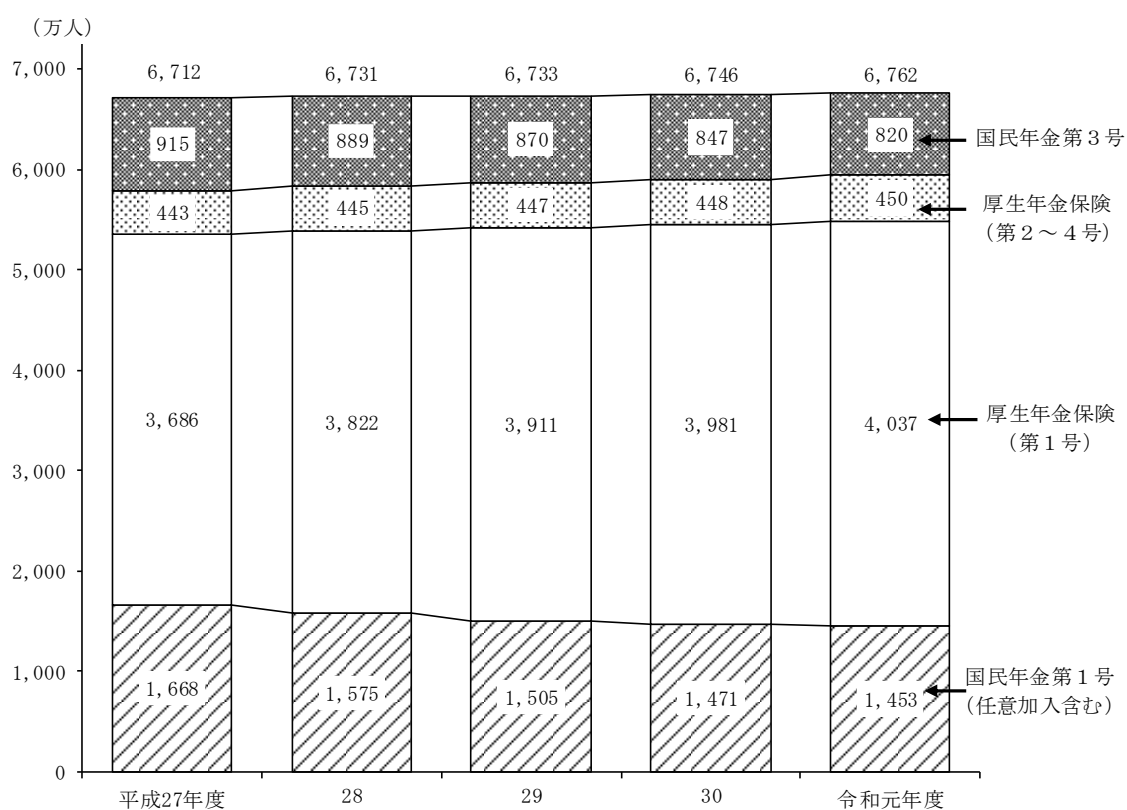
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金被保険者数は、令和元年度末現在で6,762万人となっており、前年度末に比べて15万人(0.2%)増加している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、令和元年度末現在で1,453万人となっており、前年度末に比べて18万人(1.2%)減少している。
- 厚生年金被保険者数(第1～4号)は、令和元年度末現在で4,488万人(うち第1号4,037万人、第2～4号450万人)となっており、前年度末に比べて60万人(1.3%)増加している。
- 国民年金の第3号被保険者数は、令和元年度末現在で820万人となっており、前年度末に比べて26万人(3.1%)減少している。

注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



○ 公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,528万人となっており、前年度末に比べて12万人(0.3%)増加している。また、女子は3,234万人となっており、前年度末に比べて4万人(0.1%)増加している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和元年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)			国民年金 第3号 被保険者
			厚生年金被保険者			
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,762	1,453	4,488	4,037	450	820
男子	3,528	757	2,760	2,488	272	11
女子	3,234	696	1,728	1,550	179	809

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

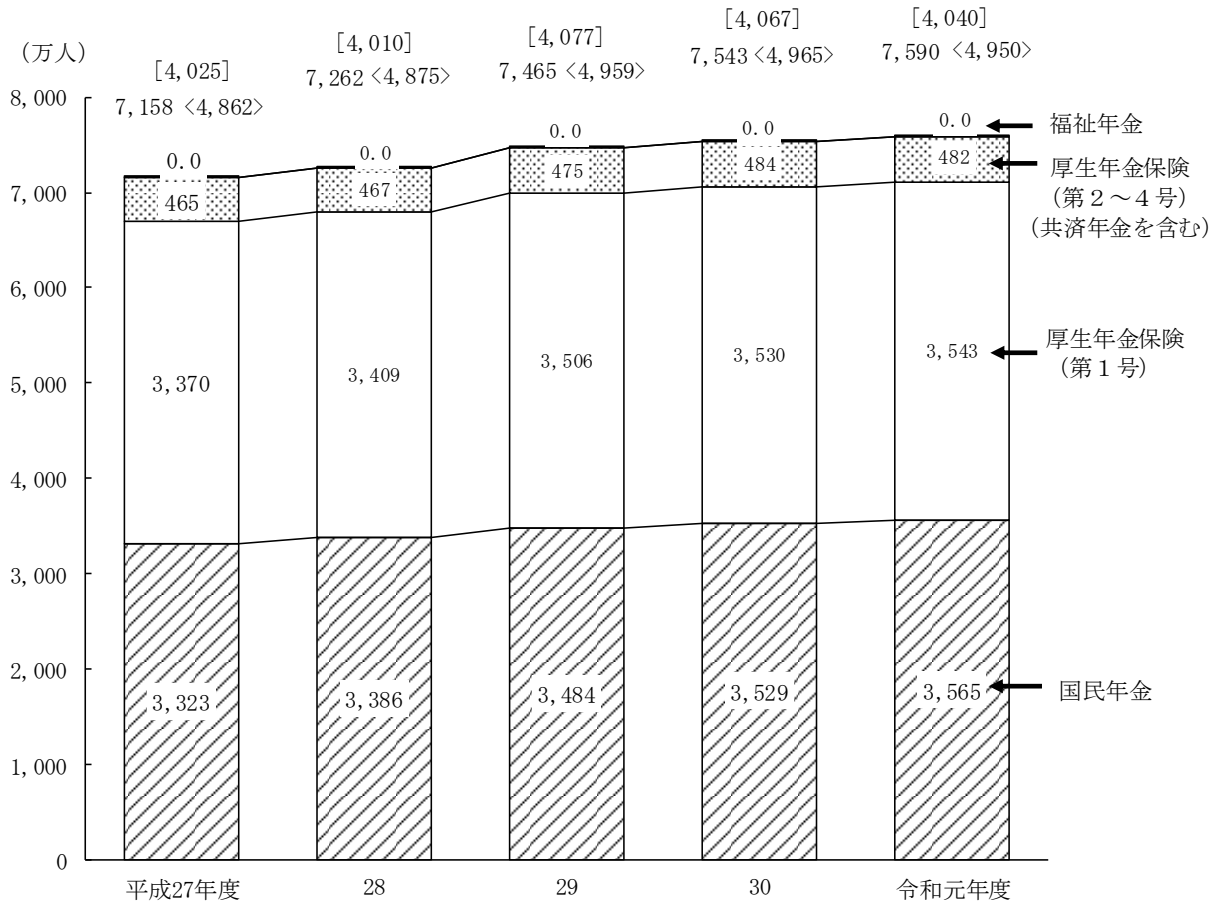
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、令和元年度末現在で7,590万人となっており、前年度末に比べて47万人（0.6%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、令和元年度末現在で4,040万人であり、前年度末に比べて26万人（0.6%）減少している。これには、男子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が63歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

- 公的年金受給者の年金総額は、令和元年度末現在で 55 兆 6 千億円となっており、前年度末に比べて 4 百億円 (0.1%) 増加している。

表 2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)		福祉年金	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
平成27年度	545,504	221,751	323,751	258,123	65,628	2
28	548,355	227,156	321,198	257,008	64,190	1
29	554,108	232,642	321,465	258,091	63,374	0
30	555,904	236,380	319,524	256,643	62,881	0
令和元年度	556,262	239,742	316,519	254,965	61,554	0

注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額(年額)を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。

3. 厚生年金保険(第2～4号)の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。

4. 厚生年金保険(第2～4号)の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

- 令和元年度末現在の適用事業所数は、243万6千か所であり、前年度末に比べて9.9万か所(4.2%)増加している。
- 被保険者数は、令和元年度末現在で4,037万人となっており、前年度末に比べて57万人(1.4%)増加している。男女別にみると、男子は2,488万人(対前年度末比19万人、0.8%増)、女子は1,550万人(対前年度末比38万人、2.5%増)となっている。
- 短時間労働者数は、令和元年度末現在で47万人となっており、前年度末に比べて4万人(8.6%)増加している。男女別にみると、男子は13万人(対前年度末比1万人、4.3%増)、女子は34万人(対前年度末比3万人、10.3%増)となっている。
- 育児休業等期間中(産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、令和元年度末現在で43万人であり、前年度末に比べて2万人(5.1%)増加している。男女別にみると、男子は7千人(対前年度末比3千人、65.4%増)、女子は42万人(対前年度末比2万人、4.5%増)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

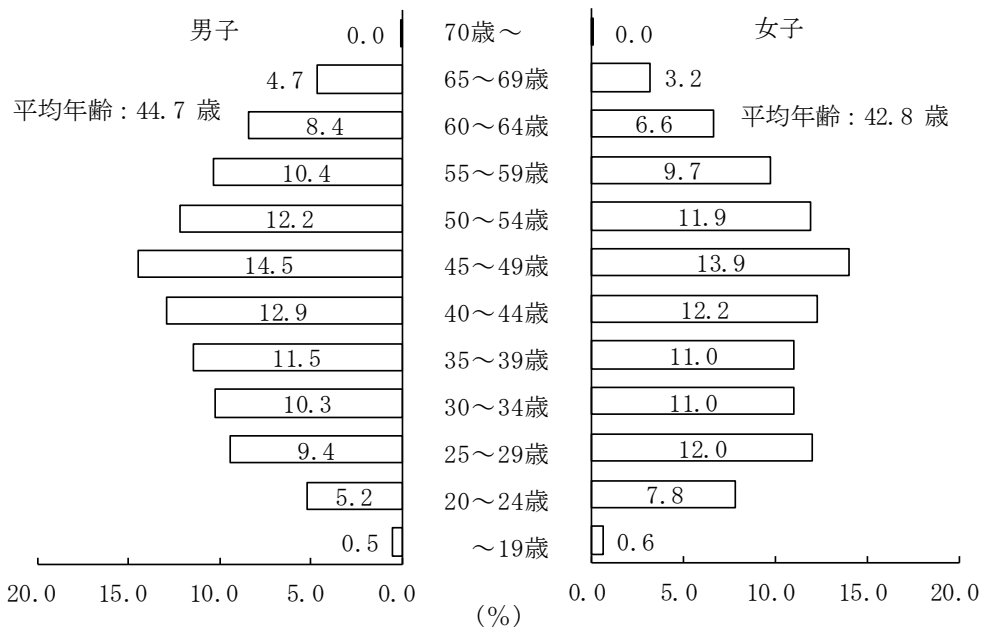
(年度末現在)

	事業所数 (千か所)	(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数(万人)			(再掲) 短時間労働者数(万人)			(再掲) 育児休業等保険料免除者数(万人)			
			総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	
平成27年度	1,975	・	3,686	2,338	1,349	・	・	・	33	0.2	33	
28	2,109	27	3,822	2,398	1,424	29	9	20	36	0.3	35	
29	2,227	33	3,911	2,442	1,470	38	11	27	38	0.3	38	
30	2,337	35	3,981	2,469	1,512	43	12	31	41	0.4	41	
令和元年度	2,436	37	4,037	2,488	1,550	47	13	34	43	0.7	42	
伸 び 率 (%)	平成27年度	5.8	・	2.4	2.0	3.3	・	・	・	10.2	33.8	10.1
	28	6.8	・	3.7	2.6	5.6	・	・	・	6.9	25.9	6.8
	29	5.6	21.0	2.3	1.8	3.2	31.8	29.7	32.6	8.3	30.1	8.1
	30	4.9	6.9	1.8	1.1	2.9	13.6	11.0	14.7	6.4	32.3	6.2
	令和元年度	4.2	5.7	1.4	0.8	2.5	8.6	4.3	10.3	5.1	65.4	4.5

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。
 3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 4. 令和元年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は30,779、被保険者数は464,094人、任意加入の事業所数は6,255、被保険者数は8,105人である。
 5. 育児休業等保険料免除者数には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

- 令和元年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に 40 代の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 44.7 歳、女子は 42.8 歳となっている。

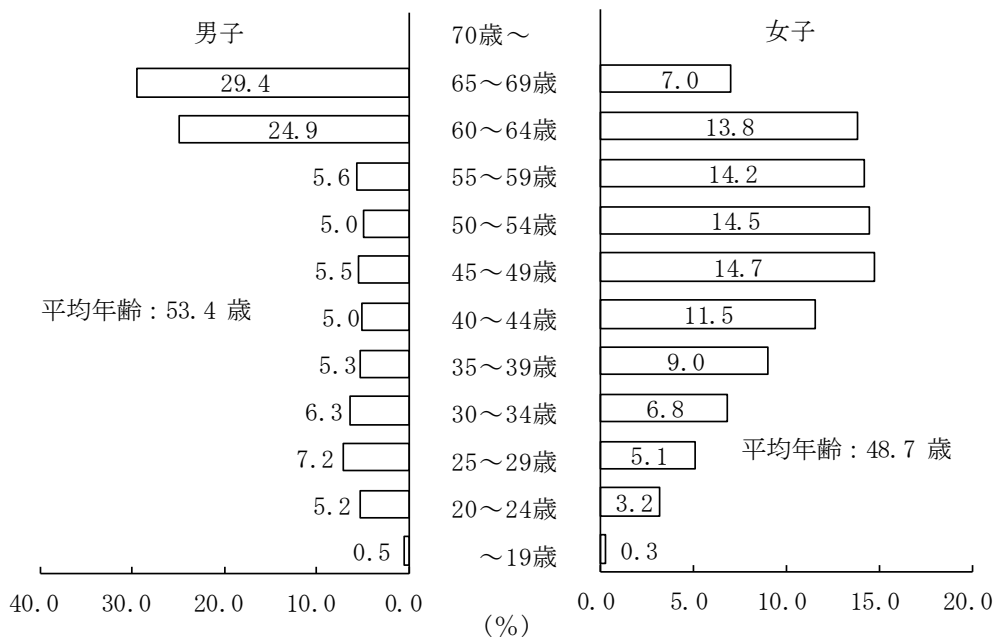
図3 厚生年金保険（第1号）被保険者の年齢構成（令和元年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 令和元年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は 60～64 歳、65～69 歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は 45～49 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 53.4 歳、女子は 48.7 歳となっている。

図4 厚生年金保険（第1号）短時間労働者の年齢構成（令和元年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

- 標準報酬月額平均は、令和元年度末現在で31万5千円(男子は35万7千円、女子は24万7千円)であり、前年度末に比べて0.7%増加している。令和元年度の年度平均についても、31万3千円(男子は35万5千円、女子は24万5千円)と、前年度に比べて0.7%増加している。
- 短時間労働者の標準報酬月額平均は、令和元年度末現在で14万7千円(男子は16万円、女子は14万2千円)であり、前年度末に比べて1.5%増加している。令和元年度の年度平均についても、14万6千円(男子は15万9千円、女子は14万1千円)と、前年度に比べて2.1%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、令和元年度で45万1千円(男子は52万7千円、女子は31万7千円)であり、前年度に比べて0.3%増加している。
- 短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和元年度で8万円(男子は12万円、女子は6万3千円)である。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和元年度で445万円(男子は510万3千円、女子は339万8千円)であり、前年度に比べて0.6%増加している。
- 短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和元年度で181万4千円(男子は200万9千円、女子は173万8千円)である。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成27年度	308,938	350,114	237,574	・	・	・	308,007	349,144	236,552	・	・	・
	28	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
	29	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
	30	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
伸び率 (%)	平成27年度	0.2	0.1	0.8	・	・	・	0.4	0.3	0.9	・	・	・
	28	△0.3	△0.0	△0.0	・	・	・	△0.0	0.1	0.4	・	・	・
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成27年度	440,856	513,382	303,238	・	・	・	4,381,148	5,012,923	3,283,744	・	・	・
	28	440,335	513,525	304,003	4,375,042	5,012,331	3,292,015
	29	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
	30	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
伸び率 (%)	平成27年度	1.2	1.4	1.1	・	・	・	0.4	0.4	0.9	・	・	・
	28	△0.1	0.0	0.3	・	・	・	△0.1	△0.0	0.3	・	・	・
	29	1.0	1.0	1.5	0.3	0.4	0.6
	30	1.2	1.4	1.4	3.4	△0.1	10.8	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 令和元年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は、前年度末に比べて14万人（0.4%）増加し、3,543万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,539万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成27年度	3,370	1,486	1,311	41	532
28	3,409	1,496	1,330	42	541
29	3,506	1,521	1,395	43	548
30	3,530	1,541	1,390	44	555
令和元年度	3,543	1,539	1,397	45	562

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給者の平均年金月額は、令和元年度末現在で、老齢年金は14万6千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成27年度	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200
28	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694
29	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180
30	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 令和元年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は、前年度末に比べて8千人（0.02%）増加し、3,735万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,599万人となっている。

表7 厚生年金保険（第1号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成27年度	3,600	1,568	1,404	59	568
28	3,626	1,569	1,420	60	576
29	3,718	1,590	1,483	62	583
30	3,735	1,609	1,472	63	591
令和元年度	3,735	1,599	1,475	64	597

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給権者の平均年金月額は、令和元年度末現在で、老齢年金は14万4千円となっている。

表8 厚生年金保険（第1号）受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成27年度	145,305	155,375	79,505	58,285	97,222	82,907
28	145,638	153,951	77,528	59,100	97,039	82,477
29	144,903	152,595	76,033	58,929	97,281	81,986
30	143,761	151,923	73,091	59,998	97,246	81,566
令和元年度	144,268	151,068	70,492	60,842	97,175	81,201

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 令和元年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、前年度末に比べて1,678億円（0.7%）減少し、25兆4,965億円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成27年度	258,123	177,774	23,919	3,003	53,427
28	257,008	175,946	24,018	3,020	54,024
29	258,091	175,534	25,089	3,035	54,433
30	256,643	174,244	24,410	3,072	54,917
令和元年度	254,965	172,034	24,483	3,139	55,309

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 令和元年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、前年度末に比べて2,674億円（1.0%）減少し、26兆4,361億円となっている。

表10 厚生年金保険（第1号）受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成27年度	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923
28	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523
29	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941
30	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439
令和元年度	264,361	176,993	25,847	4,672	56,849

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 令和元年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、28 万人であり、平均年金月額は、8 万円である。
- 令和元年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、21 万 3 千人であり、平均年金月額は、7 万 7 千円である。

表 11 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成27年度	60.9	85,923	44.0	82,081
28	29.3	77,180	20.8	73,593
29	51.5	82,374	38.9	79,230
30	51.0	86,658	38.0	83,377
令和元年度	28.0	79,579	21.3	77,201

- 注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられたことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成27年度の60歳と、平成28年度から平成30年度の60歳・61歳、令和元年度の60歳・61歳・62歳で少なくなっている。なお、これらの者（平成30年度及び令和元年度の60歳を除く）には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれていることなどにより、平均年金月額が高くなっている。

また、平成30年度及び令和元年度の60歳の受給権者については、平成30年度から坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上がり、平成30年度及び令和元年度の60歳の受給権者に坑内員・船員の受給権者は含まれていない（繰上げを選択した者を除く）。そのため、平成30年度及び令和元年度の60歳の平均年金月額は、平成29年度の60歳と比較して低くなっている。

表12 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928
28	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655
29	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535
30	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられ、平成30年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成27年度から平成29年度は63歳までと64歳以降で、平成30年度及び令和元年度は64歳までと65歳以降で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成30年度及び令和元年度の60歳で少なくなっている。なお、平成30年度及び令和元年度の60歳の受給権者は、繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表 13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6
29	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4
30	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180
28	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964
29	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776
30	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 令和元年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、393 万人となっており、前年度末に比べて7万人（1.8%）の減少となっている。
- 令和元年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、357 万人となっており、前年度末に比べて2千人（0.1%）の減少となっている。

表14 在職者にかかる厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成27年度	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)
28	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)
29	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)
30	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者にかかる数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. () 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

- 新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、概ね1%程度となっている。

表 15 厚生年金保険（第1号）

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7
30	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

（参考）

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成27年度	23,126,224	32,795	0.1	22,829,711	98.7	263,718	1.1
28	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。

- 平成28年度までの本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
- 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

- 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、概ね1%程度で推移している。

表16 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成27年度	950,336	・	・	941,186	99.0	9,150	1.0
28	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0
29	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2
30	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5

- 注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
 2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。
 3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 令和元年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,453万人となっており、前年度末に比べて18万人（1.2%）減少している。男女別にみると、男子は757万人（対前年度末比7万人、0.9%減）、女子は696万人（対前年度末比11万人、1.5%減）となっている。
- 令和元年度末現在の第3号被保険者数は、820万人となっており、前年度末に比べて26万人（3.1%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比3千人、2.4%増）、女子は809万人（対前年度末比27万人、3.2%減）となっている。

表 17 国民年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
				（再掲）任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成27年度	1,668	859	809	23	5	18	1	915	11	904
28	1,575	816	759	21	5	16	1	889	11	878
29	1,505	779	726	20	4	15	0	870	11	859
30	1,471	764	707	19	4	15	0	847	11	836
令和元年度	1,453	757	696	19	4	15	0	820	11	809

- 令和元年度末現在の全額免除・猶予者数は583万人、全額免除・猶予割合は40.6%となっている。
- 令和元年度末現在の一部免除者数は41万人、一部免除割合は2.8%となっている。
- また、令和元年度から国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される「国民年金保険料の産前産後期間の免除制度」が施行されている。令和元年度末現在の産前産後免除者数は、1万人となっている。

表 18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

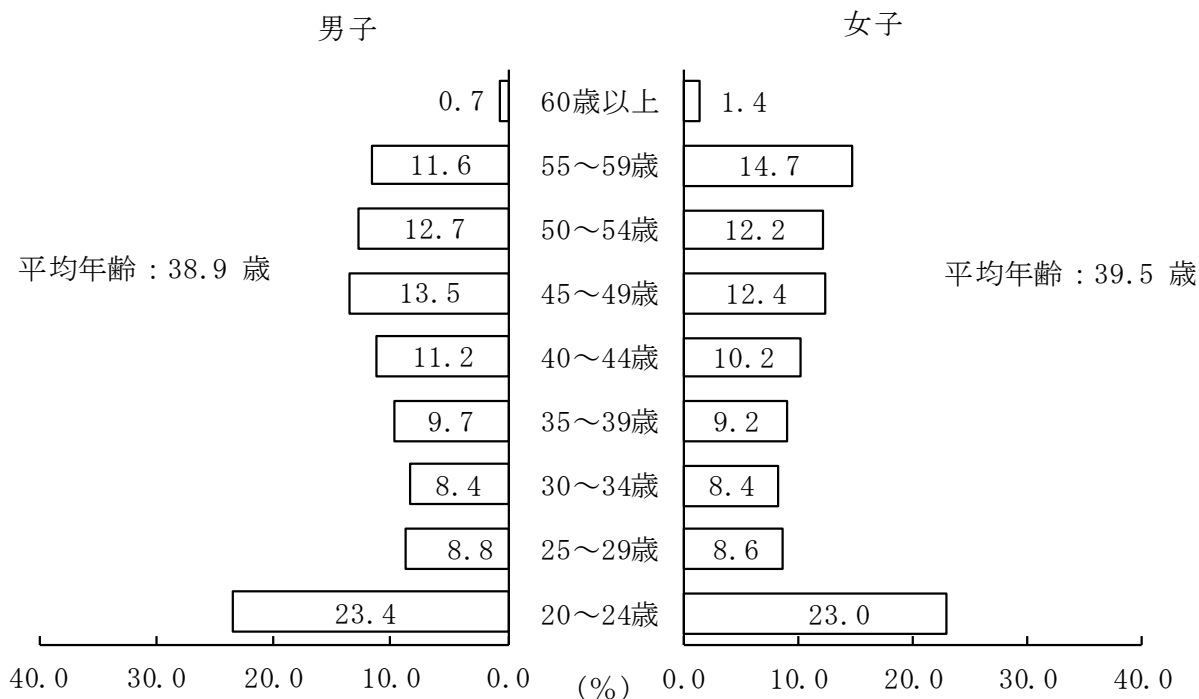
	全額免除・猶予者						一部免除者					産前産後免除者
	総数	全額免除・猶予割合 (%)	法定免除	申請全額免除	学生納付特例	納付猶予	総数	一部免除割合 (%)	申請3/4免除	申請半額免除	申請1/4免除	
平成27年度	576	(35.0)	135	230	172	40	47	(2.9)	25	15	7	・
28	583	(37.5)	135	221	176	51	43	(2.8)	22	14	7	・
29	574	(38.7)	134	211	176	53	41	(2.8)	21	13	7	・
30	574	(39.5)	135	205	179	55	40	(2.7)	20	13	7	・
令和元年度	583	(40.6)	136	212	180	55	41	(2.8)	20	13	7	1

注1. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

2. 「納付猶予」は、平成27年度は30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

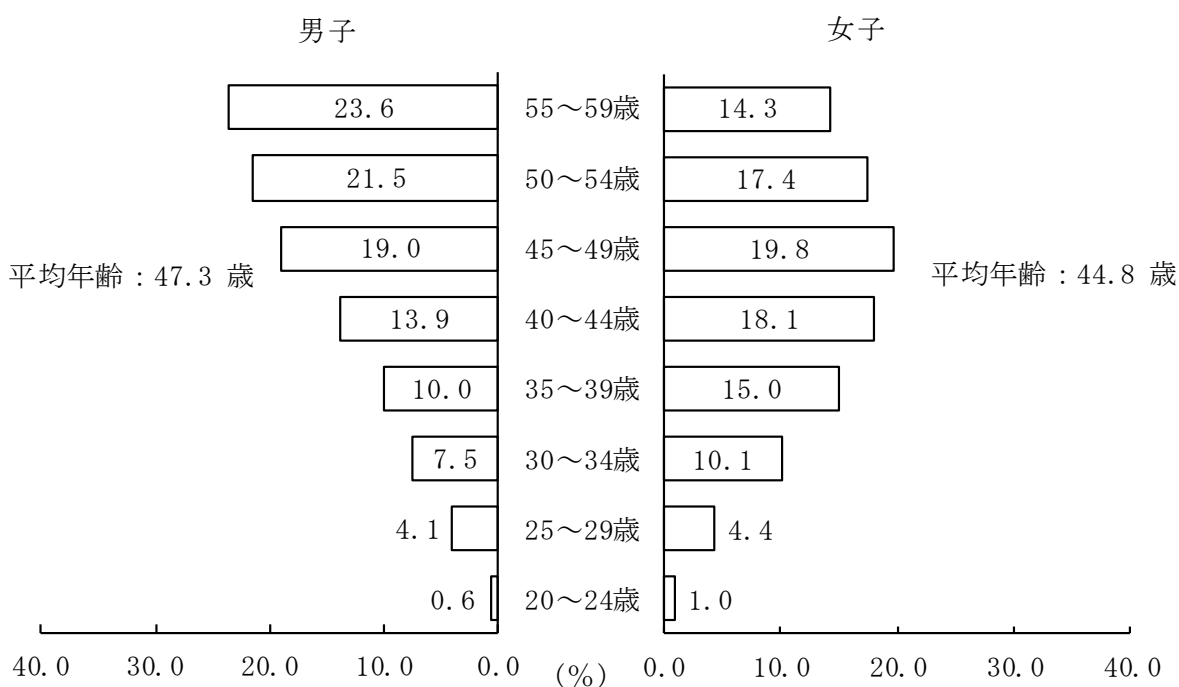
○ 令和元年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は45～49歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は45～49歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.9歳、女子は39.5歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（令和元年度末）



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（令和元年度末）



(2) 給付状況

- 令和元年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて 35 万人（1.0%）増加し、3,565 万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、777 万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成27年度	3,323 (975) [879]	3,065 (749) [658]	62 (62) [62]	186 (159) [155]	10 (4) [3]
28	3,386 (950) [851]	3,132 (730) [636]	54 (54) [54]	189 (162) [157]	10 (4) [3]
29	3,484 (934) [832]	3,190 (711) [614]	92 (55) [55]	192 (163) [159]	10 (4) [3]
30	3,529 (910) [804]	3,230 (691) [590]	94 (50) [50]	196 (165) [161]	10 (4) [3]
令和元年度	3,565 (887) [777]	3,262 (671) [567]	93 (44) [44]	199 (167) [163]	9 (4) [3]

- 注1. 平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。

○ 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、令和元年度末現在で5万6千円、令和元年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、令和元年度末現在で5万1千円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成27年度	55,244	51,891	18,777	72,565	81,832
	(50,927)	(56,064)	(18,777)	(72,835)	(70,882)
	[49,540]	[54,143]	[18,777]	[72,876]	[66,765]
28	55,464	52,337	18,880	72,453	82,404
	(51,329)	(56,582)	(18,880)	(72,721)	(72,579)
	[49,906]	[54,343]	[18,880]	[72,763]	[68,781]
29	55,615	49,907	19,091	72,245	82,932
	(51,648)	(55,398)	(18,953)	(72,512)	(74,138)
	[50,186]	[52,146]	[18,952]	[72,554]	[70,635]
30	55,809	53,568	19,064	72,109	83,208
	(52,028)	(57,416)	(18,976)	(72,373)	(75,086)
	[50,520]	[54,614]	[18,974]	[72,415]	[71,789]
令和元年度	56,049	53,905	19,126	72,042	83,644
	(52,437)	(57,974)	(19,019)	(72,301)	(76,164)
	[50,875]	[54,917]	[19,015]	[72,341]	[73,079]

- 注1. 平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。

○ 令和元年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて35万人（1.0%）増加し、3,629万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、796万人となっている。

表 21 国民年金 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成27年度	3,383 (997) [899]	3,096 (756) [664]	62 (62) [62]	199 (170) [165]	25 (9) [7]
28	3,447 (972) [870]	3,166 (737) [642]	54 (54) [54]	202 (172) [167]	25 (9) [7]
29	3,547 (956) [851]	3,225 (718) [620]	93 (56) [56]	206 (174) [169]	24 (8) [7]
30	3,593 (932) [823]	3,266 (698) [596]	95 (50) [50]	209 (176) [171]	23 (8) [7]
令和元年度	3,629 (908) [796]	3,299 (678) [573]	94 (45) [44]	212 (178) [172]	23 (8) [7]

- 注1. 平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、令和元年度末現在で5万6千円、令和元年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、令和元年度末現在で5万1千円となっている。

表 22 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成27年度	55,157 (50,826) [49,429]	51,859 (56,018) [54,075]	18,768 (18,768) [18,768]	72,263 (72,566) [72,622]	62,273 (57,370) [55,411]
28	55,373 (51,221) [49,787]	52,336 (56,575) [54,333]	18,869 (18,869) [18,869]	72,159 (72,459) [72,513]	62,568 (58,266) [56,535]
29	55,518 (51,528) [50,053]	49,896 (55,359) [52,098]	19,088 (18,937) [18,935]	71,963 (72,256) [72,310]	62,771 (59,000) [57,352]
30	55,708 (51,901) [50,378]	53,572 (57,414) [54,613]	19,061 (18,957) [18,955]	71,837 (72,127) [72,179]	62,857 (59,398) [57,858]
令和元年度	55,946 (52,302) [50,722]	53,914 (57,972) [54,925]	19,124 (18,998) [18,993]	71,788 (72,070) [72,120]	62,943 (59,755) [58,294]

- 注1. 平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

- 令和元年度末現在の国民年金受給者の年金総額は、前年度末に比べて 3,362 億円 (1.4%) 増加し、23 兆 9,742 億円となっている。

表 23 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老 年 金		障害年金	遺族年金
		・25年以上	・25年未満		
平成27年度	221,751	203,158	1,403	16,180	1,010
28	227,156	208,481	1,224	16,454	997
29	232,642	212,882	2,104	16,684	972
30	236,380	216,343	2,141	16,938	958
令和元年度	239,742	219,423	2,146	17,235	939

- 令和元年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は、前年度末に比べて 3,373 億円 (1.4%) 増加し、24 兆 3,670 億円となっている。

表 24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老 年 金		障害年金	遺族年金
		・25年以上	・25年未満		
平成27年度	225,500	204,948	1,407	17,264	1,881
28	230,966	210,352	1,227	17,533	1,853
29	236,514	214,839	2,124	17,753	1,799
30	240,297	218,361	2,162	18,002	1,772
令和元年度	243,670	221,494	2,167	18,269	1,740

○ 老齢基礎年金の平均年金月額は、令和元年度末現在で5万6千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上） 受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成27年度	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777
28	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270
29	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655
30	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

○ 国民年金（5年年金を除く）の受給権者は、繰上げ率が年々低下している。繰下げ率は概ね1%程度で推移している。

表 26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成27年度	31,573,520	4,836,980	15.3	26,355,540	83.5	381,000	1.2
28	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成27年度	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4
28	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4
29	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5
30	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

○ 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率が低下傾向にある。繰下げ率は概ね1～2%程度で推移している。

表 27 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成27年度	1,104,633	117,325	10.6	974,164	88.2	13,144	1.2
28	1,560,487	152,138	9.7	1,389,967	89.1	18,382	1.2
29	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3
30	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9

	(再掲) 基礎のみ	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成27年度	154,868	34,142	22.0	118,464	76.5	2,262	1.5
28	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4
29	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5
30	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2

- 注 1. 70歳の老齢基礎年金受給権者を対象としている。
 2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
 3. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の繰上げ・繰下げ状況である。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和元年度末現在)

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,389,876	146,162	32,623,411	56,049
北海道	624,048	136,277	1,501,933	55,095
青森県	141,749	122,081	386,207	53,253
岩手県	168,472	125,914	384,213	56,746
宮城県	277,050	139,163	598,560	55,623
秋田県	147,898	122,488	340,820	55,151
山形県	169,092	123,969	344,550	56,755
福島県	267,544	129,458	544,550	55,988
茨城県	340,956	147,213	773,561	55,607
栃木県	243,050	142,581	521,053	55,761
群馬県	249,866	142,436	539,974	56,989
埼玉県	819,766	157,019	1,762,194	55,509
千葉県	705,930	160,997	1,563,051	55,857
東京都	1,239,326	159,556	2,760,209	54,966
神奈川県	1,000,626	166,546	2,090,693	55,992
新潟県	364,074	131,946	676,736	58,136
富山県	187,180	138,602	316,109	59,669
石川県	168,680	136,291	310,685	58,666
福井県	131,934	134,072	218,824	58,936
山梨県	99,552	138,442	233,751	55,428
長野県	327,505	138,156	615,704	58,647
岐阜県	267,131	144,615	562,899	57,921
静岡県	539,826	146,021	1,030,196	57,745
愛知県	862,393	155,449	1,748,970	56,673
三重県	246,382	146,264	495,895	58,129
滋賀県	182,750	149,282	349,149	57,848
京都府	306,058	147,865	670,357	55,044
大阪府	968,055	152,525	2,091,851	53,988
兵庫県	681,375	155,255	1,432,618	55,910
奈良県	162,885	159,318	388,653	55,562
和歌山県	112,533	141,861	286,421	54,286
鳥取県	90,765	127,009	164,619	58,236
島根県	116,671	127,603	214,525	58,856
岡山県	289,738	140,501	527,980	58,606
広島県	400,245	145,782	755,107	57,896
山口県	217,033	143,599	432,928	57,983
徳島県	109,152	127,314	220,496	55,437
香川県	150,560	138,395	282,956	58,733
愛媛県	188,508	134,776	411,190	56,462
高知県	101,187	126,857	223,439	54,758
福岡県	616,920	140,610	1,260,796	55,115
佐賀県	108,577	127,736	229,610	57,777
長崎県	169,863	132,422	397,789	55,140
熊本県	218,539	126,149	503,215	56,461
大分県	155,979	130,656	342,436	54,988
宮崎県	141,454	122,795	319,184	56,168
鹿児島県	201,050	126,736	471,711	56,415
沖縄県	97,195	124,217	287,021	52,112
その他	12,754	130,137	38,023	29,596

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること、また、65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(令和元年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	15,986,959	144,268	32,992,112	55,946
60	5,358	91,304	12,772	38,663
61	113,044	58,881	29,461	40,547
62	130,806	61,048	42,696	40,944
63	549,267	78,886	62,199	42,464
64	601,934	81,279	83,086	43,286
小 計	1,400,409	76,681	230,214	42,023
65	615,029	144,064	1,162,863	57,440
66	703,135	144,333	1,378,946	57,331
67	764,611	143,081	1,491,852	57,060
68	819,581	141,098	1,581,331	56,974
69	837,742	142,764	1,721,376	56,870
小 計	3,740,098	142,972	7,336,368	57,108
70	884,551	147,292	1,903,442	56,947
71	899,222	146,568	1,936,895	56,902
72	908,945	145,757	1,968,469	56,716
73	708,141	145,367	1,509,502	56,522
74	491,412	147,330	1,052,251	56,085
小 計	3,892,271	146,421	8,370,559	56,697
75	600,912	147,957	1,310,952	56,056
76	656,449	149,693	1,446,614	55,735
77	611,775	151,924	1,356,534	55,514
78	619,243	154,127	1,395,634	55,366
79	543,226	156,714	1,258,471	57,052
小 計	3,031,605	151,963	6,768,205	55,922
80	463,280	158,309	1,086,285	56,853
81	411,895	160,073	975,382	56,697
82	439,023	160,622	1,068,174	56,715
83	390,332	161,675	982,544	56,340
84	368,566	162,760	954,275	56,204
小 計	2,073,096	160,575	5,066,660	56,572
85	309,492	162,964	838,414	55,958
86	269,702	162,221	757,179	55,550
87	247,420	163,007	722,414	55,044
88	203,320	164,010	615,687	54,424
89	177,390	166,406	506,380	54,418
小 計	1,207,324	163,489	3,440,074	55,175
90歳以上	642,156	161,044	1,780,032	49,232

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和元年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	10,666,981	5,319,978	15,986,959
万円以上 万円未満			
～ 1	85,095	33,666	118,761
1 ～ 2	12,429	8,125	20,554
2 ～ 3	5,914	66,447	72,361
3 ～ 4	12,133	112,352	124,485
4 ～ 5	35,406	94,510	129,916
5 ～ 6	71,904	102,317	174,221
6 ～ 7	156,926	234,005	390,931
7 ～ 8	232,875	454,336	687,211
8 ～ 9	239,042	702,350	941,392
9 ～ 10	275,977	848,313	1,124,290
10 ～ 11	356,163	751,045	1,107,208
11 ～ 12	442,386	559,793	1,002,179
12 ～ 13	520,424	392,715	913,139
13 ～ 14	603,655	277,622	881,277
14 ～ 15	691,238	201,335	892,573
15 ～ 16	776,599	146,396	922,995
16 ～ 17	866,401	105,709	972,110
17 ～ 18	930,686	73,398	1,004,084
18 ～ 19	926,859	50,595	977,454
19 ～ 20	869,339	36,865	906,204
20 ～ 21	753,740	24,660	778,400
21 ～ 22	591,394	16,860	608,254
22 ～ 23	419,165	11,111	430,276
23 ～ 24	288,978	6,957	295,935
24 ～ 25	195,851	3,951	199,802
25 ～ 26	126,187	2,234	128,421
26 ～ 27	79,213	1,099	80,312
27 ～ 28	47,310	503	47,813
28 ～ 29	24,413	193	24,606
29 ～ 30	11,653	137	11,790
30 ～	17,626	379	18,005
平均年金月額	円 164,770	円 103,159	円 144,268

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないこと

に留意が必要である。

(参考資料4)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和元年度末現在)

年金月額	総 数								
				(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	32,992,112	14,347,670	18,644,442	6,762,840	1,629,806	5,133,034	5,714,455	1,070,533	4,643,922
万円以上									
～ 1	78,940	12,693	66,247	35,505	1,652	33,853	35,130	1,467	33,663
1 ～ 2	305,498	60,803	244,695	114,345	11,007	103,338	113,290	10,437	102,853
2 ～ 3	962,046	221,983	740,063	337,936	40,950	296,986	335,268	39,745	295,523
3 ～ 4	2,970,367	706,206	2,264,161	1,159,131	170,902	988,229	1,148,358	166,677	981,681
4 ～ 5	4,705,988	1,345,582	3,360,406	1,119,869	237,172	882,697	1,054,712	204,073	850,639
5 ～ 6	7,665,866	3,124,529	4,541,337	1,398,371	337,537	1,060,834	1,150,303	197,900	952,403
6 ～ 7	14,481,778	8,494,551	5,987,227	2,095,636	728,282	1,367,354	1,401,941	356,420	1,045,521
7 ～	1,821,629	381,323	1,440,306	502,047	102,304	399,743	475,453	93,814	381,639
平均年金月額	円 55,946	円 58,866	円 53,699	円 52,341	円 56,431	円 51,042	円 50,764	円 54,014	円 50,015

注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)

の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。

3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険（第1号）】

(令和元年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	3,781,542	10,972,638	14,754,180
万円以上 万円未満			
～ 1	64,932	856,858	921,790
1 ～ 2	97,499	594,638	692,137
2 ～ 3	137,727	459,264	596,991
3 ～ 4	189,602	572,177	761,779
4 ～ 5	270,272	993,560	1,263,832
5 ～ 6	358,101	1,535,548	1,893,649
6 ～ 7	619,071	2,063,984	2,683,055
7 ～ 8	685,051	2,019,794	2,704,845
8 ～ 9	541,386	1,189,856	1,731,242
9 ～ 10	370,860	459,448	830,308
10 ～	447,041	227,511	674,552
平均年金月額	70,875	57,385	60,842

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(令和元年度末現在)

年金月額	総数								
	計	(再掲)基礎のみ・旧国年		(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年					
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	944,179	362,389	581,790	445,718	79,322	366,396	444,662	78,602	366,060
万円以上 万円未満									
～ 1	156,695	43,005	113,690	95,845	17,572	78,273	95,764	17,517	78,247
1 ～ 2	383,200	151,504	231,696	162,862	28,269	134,593	162,416	27,944	134,472
2 ～ 3	285,096	125,348	159,748	119,056	20,363	98,693	118,691	20,118	98,573
3 ～ 4	97,988	38,158	59,830	50,486	10,161	40,325	50,334	10,069	40,265
4 ～ 5	19,855	4,071	15,784	16,320	2,706	13,614	16,309	2,703	13,606
5 ～	1,345	303	1,042	1,149	251	898	1,148	251	897
平均年金月額	19,124	19,767	18,724	18,998	19,117	18,972	18,993	19,107	18,969

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が原則として25年未満の者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

(参考資料6)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況

離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成27年度	27,149	23,448	3,701
28	26,682	21,946	4,736
29	26,063	20,479	5,584
30	28,793	21,841	6,952
令和元年度	29,391	21,485	7,906

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成27年度	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828
28	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967
29	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058
30	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△ 29,137	2,481	53,405	84,056	30,651

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
- 注2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成27年度	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006
28	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194
29	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713
30	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること。

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

④ 学生でないこと。

⑤ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 501 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 500 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、⑤のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、⑤のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

新法・旧法

昭和 60 年に国民年金法等の一部が改正され、昭和 61 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和 60 年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金	退職年金 減額退職年金	退職共済年金
通算老齢年金 ・ 25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金	通老相当 ・ 25年未満 特例老齢年金	通算退職年金	退老相当 ・ 25年未満 通退相当 ・ 25年未満
障害年金（障害給付）	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注．平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給（権）者は、厚生年金保険（第1号）の受給（権）者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> } 25年以上 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> } 25年未満 </div>
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における) 老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上（中高齢特例に該当する場合は15年以上）ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における) 通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計（通算）して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、旧法の通算老齢年金（退職）には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の) 老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上（昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上）の者で、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計

をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計

をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ①死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ②厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）

「－」は計数のないもの

「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの

「…」は計数不明（未調査等）のもの

「△」は負数

- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

年金生活者支援給付金の状況

年金生活者支援給付金の状況

(1) 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和2年3月）

（単位：件、百万円）

	件数	給付金総額 (月額)
総数	7,564,634	31,224
老齢年金生活者支援給付金	4,630,176	18,338
補足的老齢年金生活者支援給付金	915,203	1,930
障害年金生活者支援給付金	1,939,384	10,564
遺族年金生活者支援給付金	79,871	392

注. 令和2年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(2) 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）（令和2年3月）

（単位：円）

	平均給付金額 (月額)
老齢年金生活者支援給付金	3,961
補足的老齢年金生活者支援給付金	2,109
障害年金生活者支援給付金	5,447
遺族年金生活者支援給付金	4,908

注. 令和2年3月における平均給付金額（月額）である。

(3) 都道府県別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和2年3月）

（単位：件、百万円）

都道府県	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足的な老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額 (月額)	件数	給付金総額 (月額)	件数	給付金総額 (月額)	件数	給付金総額 (月額)	件数	給付金総額 (月額)
全国	7,564,634	31,224	4,630,176	18,338	915,203	1,930	1,939,384	10,564	79,871	392
北海道	468,135	1,896	300,834	1,174	55,309	116	108,564	588	3,428	17
青森県	121,067	551	78,779	361	12,962	28	28,276	157	1,050	5
岩手県	90,212	418	51,980	240	10,134	22	26,975	151	1,123	5
宮城県	127,921	549	76,652	316	13,842	29	35,667	195	1,760	9
秋田県	83,837	376	52,723	239	10,337	23	20,005	110	772	4
山形県	61,218	282	33,437	152	6,900	16	20,109	111	772	4
福島県	113,266	497	66,113	285	13,129	28	32,561	177	1,463	7
茨城県	154,612	652	97,309	394	16,531	34	38,852	214	1,920	9
栃木県	104,634	454	62,355	261	11,544	24	29,338	161	1,397	7
群馬県	112,257	481	66,024	273	14,619	32	30,250	169	1,364	7
埼玉県	344,565	1,345	216,831	791	39,365	80	83,985	453	4,384	22
千葉県	315,100	1,255	198,236	735	34,063	71	79,157	431	3,644	18
東京都	630,667	2,449	399,718	1,444	73,780	155	150,630	818	6,539	32
神奈川県	436,578	1,662	268,766	918	48,389	99	114,520	621	4,903	24
新潟県	126,396	556	69,283	296	15,015	33	40,434	219	1,664	8
富山県	49,562	213	24,978	102	7,076	16	16,768	91	740	4
石川県	59,922	254	31,472	128	8,245	18	19,448	105	757	4
福井県	33,154	146	15,765	66	4,212	9	12,619	68	558	3
山梨県	52,345	230	32,323	140	5,741	12	13,726	75	555	3
長野県	114,337	500	58,635	246	14,192	31	40,069	217	1,441	7
岐阜県	103,690	438	58,807	239	13,840	30	29,666	162	1,377	7
静岡県	180,620	765	99,589	403	23,055	49	55,611	301	2,365	12
愛知県	331,696	1,332	196,345	739	39,928	82	90,935	489	4,488	22
三重県	105,391	448	60,463	252	14,683	33	29,112	158	1,133	6
滋賀県	64,519	278	35,001	146	8,409	18	20,132	109	977	5
京都府	176,723	709	111,643	434	22,977	48	40,617	220	1,486	7
大阪府	603,450	2,319	395,726	1,439	72,318	144	130,094	709	5,312	26
兵庫県	354,904	1,387	230,789	860	43,933	92	76,760	419	3,422	17
奈良県	93,999	393	62,036	253	10,152	22	20,984	115	827	4
和歌山県	85,566	364	55,912	235	9,959	22	19,026	105	669	3
鳥取県	34,202	149	18,201	78	4,825	11	10,776	58	400	2
島根県	44,342	195	23,635	100	5,864	13	14,364	79	479	2
岡山県	111,293	469	61,406	254	17,495	38	31,195	171	1,197	6
広島県	167,322	670	97,682	376	24,516	53	43,370	233	1,754	9
山口県	101,862	419	61,537	248	15,913	36	23,545	131	867	4
徳島県	59,979	262	36,830	160	7,599	16	15,106	84	444	2
香川県	58,282	247	32,867	139	9,518	21	15,276	84	621	3
愛媛県	117,194	503	71,437	307	16,041	35	28,760	156	956	5
高知県	67,081	292	42,695	189	8,782	19	15,109	82	495	2
福岡県	346,221	1,441	216,657	875	40,369	83	85,835	467	3,360	16
佐賀県	48,923	219	26,439	116	5,941	13	15,895	86	648	3
長崎県	116,846	510	74,338	322	13,233	28	28,289	155	986	5
熊本県	136,698	604	79,869	350	16,833	36	38,788	212	1,208	6
大分県	95,044	400	60,206	251	11,730	24	22,408	122	700	3
宮崎県	96,200	415	57,567	248	13,136	28	24,651	135	846	4
鹿児島県	153,793	680	93,633	421	21,111	47	37,737	206	1,312	6
沖縄県	108,846	549	66,589	346	7,638	15	33,317	181	1,302	6
その他	163	1	64	0	20	0	73	0	6	0

注. 令和2年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(4) 年齢別 年金生活者支援給付金件数及び平均給付金額（月額）

老齢年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額 （月額）
総 数	4,630,176	3,961
70歳未満	572,750	4,373
70～74歳	733,350	3,948
75～79歳	875,652	3,797
80～84歳	878,683	3,878
85～89歳	789,435	3,872
90歳以上	780,306	4,035

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的な老齢年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額 （月額）
総 数	915,203	2,109
70歳未満	114,991	1,969
70～74歳	218,391	1,958
75～79歳	203,035	2,007
80～84歳	169,367	2,145
85～89歳	133,745	2,311
90歳以上	75,674	2,589

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額 （月額）
総 数	1,939,384	5,447
20～29歳	216,140	5,440
30～39歳	264,518	5,386
40～49歳	372,571	5,366
50～59歳	368,152	5,379
60～69歳	367,468	5,476
70～79歳	251,853	5,588
80歳以上	98,682	5,717

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額 （月額）
総 数	79,871	4,908
20歳未満	6,677	3,894
20～29歳	633	5,000
30～39歳	9,090	5,000
40～49歳	39,346	5,000
50～59歳	22,913	5,000
60歳以上	1,212	5,000

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(5) 男女別給付金額階級別 年金生活者支援給付金件数

老齢年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件）

給付金額 （月額）	総 数		
		男 子	女 子
総 数	4,630,176	723,206	3,906,970
千円以上 千円未満			
～ 1	102,357	10,208	92,149
1 ～ 2	366,083	57,814	308,269
2 ～ 3	689,863	64,601	625,262
3 ～ 4	1,101,296	128,727	972,569
4 ～ 5	1,050,288	194,089	856,199
5 ～ 6	1,041,449	195,523	845,926
6 ～ 7	147,764	37,432	110,332
7 ～ 8	72,364	19,369	52,995
8 ～ 9	34,834	9,492	25,342
9 ～ 10	15,429	4,071	11,358
10 ～	8,449	1,880	6,569
平均給付金額（月額）	円 3,961	円 4,323	円 3,894

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件）

給付金額 （月額）	総 数		
		男 子	女 子
総 数	915,203	169,332	745,871
千円以上 千円未満			
～ 1	222,060	46,505	175,555
1 ～ 2	228,668	45,865	182,803
2 ～ 3	217,213	36,514	180,699
3 ～ 4	165,398	25,345	140,053
4 ～	81,864	15,103	66,761
平均給付金額（月額）	円 2,109	円 1,990	円 2,136

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件）

給付金額 （月額）	件 数
総 数	1,939,384
千円以上 千円未満	
5 ～ 6	1,245,780
6 ～ 7	693,604
平均給付金額（月額）	円 5,447

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和2年3月）

（単位：件）

給付金額 （月額）	件 数
総 数	79,871
千円以上 千円未満	
～ 1	18
1 ～ 2	709
2 ～ 3	1,957
3 ～ 4	—
4 ～ 5	—
5 ～	77,187
平均給付金額（月額）	円 4,908

注. 令和2年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。